

企画提案仕様書

1 業務名

平成31年度（2019年度）「産地発、おきなわ海藻消費拡大事業」委託業務

2 委託期間

契約締結の日から平成32年（2020年）3月20日（金）まで

3 委託上限額及び積算

(1) 委託上限額

提案にあたっては、総額26,376,300円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲で積算すること。※企画提案のための設定した額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

(2) 積算費目

○直接人件費

○直接経費

○再委託費

○一般管理費 ※（直施人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内

○消費税 ※1 旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。

※2 消費税率は8%で計算すること

※それぞれ、単価、回数、人数等積算内訳を明らかにし、金額の根拠（規定等）も記載すること。

4 事業目的

モズク類は、全国に誇る本県の重要水産品目である。しかし、県内における現状は、収穫後の鮮度保持や加工技術が未熟で、県外出荷は塩蔵等の一次加工を中心とした原料供給に偏っており、十分な販路拡大ができていない。一方、近年注目される生モズクは、鮮度のよい原料を得られる産地の優位性を活かした商品等を製造するための技術開発が望まれている。

そこで、本事業では、モズク類をはじめとした沖縄産海藻の六次産業化を推進し、養殖・加工生産額増大および消費拡大を図るため、産地における生鮮品出荷技術の確立と、健康機能に関する知見集積・情報発信を目的とする。

5 委託業務の内容

(1) 産地における生鮮品出荷技術開発

ア 産地における生鮮商品の製造

鮮度のよい原料を得られる産地ならではの「生モズク」商品販売に向け、県内の2産地（勝連、恩納村）において、開発商品の製造を行う。製造する試作品は、流通業者、消費者等の評価を反映しながら、産地の意向を踏まえた商品とすること。

商品開発にあたっては、必要に応じて製品分析（生菌数・一般成分等）を実施する。

イ 生モズク加工保存マニュアルの作成

平成 29 年度から平成 30 年度にかけて下記の項目について、データの取得と検証を行った。

- (ア) 養殖網片、ヨコエビ等の異物混入対策
- (イ) 最終製品パッキングの効率化
- (ウ) 最終製品中の生菌数の低減と消費期限の適正化
- (エ) 凍結・解凍によるモズク藻体へのダメージ軽減
- (オ) 熟度毎のモズク原藻品質（食感・含水率・pH・栄養成分等）評価指標の模索

平成 29～30 年度「産地発、おきなわ海藻消費拡大事業」で得られた知見及び、関係者の意見を総合的に判断し、漁業関係者・加工業者に向けたマニュアルを作成する。必要に応じて委託分析等により追加データを取得すること。

ウ 検討会の開催

マニュアルの作成にあたっては、漁業関係者や加工業者、流通関係者等との意見交換を通じて、今後の課題や展望を整理するとともに、マニュアルの内容について検討を行う。

エ 講習会の開催

作成したマニュアルをもとに、産地の強みを活かした「生モズク」商品開発技術を県内漁協や加工業者へ普及するための講習会を、本島（2か所以上）及び離島（2か所以上）で開催する。

(2) おきなわ海藻健康機能の情報発信

ア 機能性成分の情報発信と販促活動

これまでの事業結果から、機能性成分の情報を発信することで、今までモズクを購入していなかった層への訴求が図られ、効果的な市場開拓が見込めるといったPR方針が策定されている。

平成 30 年度に策定されたPR方針に基づき、量販店等と連携した効果的なプロモーションを県外主要消費地（3か所以上）において企画提案し、実施すること。あわせて、(1) のアで製造した「生モズク」商品の販売促進も行うこと。

また、PR活動の実施に必要な各種販促資材（ポスター・配布用資材（チラシ、クリアファイル等））を作成すること。

イ 検討会の開催

平成 29～31 年度までの取り組み及び事業結果等を総括し、今後の展望を整理するため、生産者、漁協、加工業者、流通関係者等を会した検討会を開催すること。

ウ 効果検証

今年度のプロモーションの効果を把握するため、原則として実施地域及び実施店舗等における売上や流通量等について捕捉し、対前年の増減比較を行うと共に、その他の定量的・定性的な効果について事業効果の把握を行うこと。

さらに、県内産地における今年度の生モズク生産量や出荷形態を調査する。

(3) 成果の取りまとめ

(1)、(2)を踏まえ、これまでの事業(平成29～31年度)の成果を取りまとめると共に、見いだされた課題や今後の取り組みの必要性について、提言をまとめること。

(4) 報告書の作成

受託した委託業務実績をとりまとめた報告書を県へ提出する。

平成31年度事業報告書(カラー) 20部

平成29～31年度事業概略報告書(4ページ程度) 20部

上記報告書の電子ファイル1式

6 著作権

本委託業務により生じた著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。

また、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

7 再委託の制限

- (1) 本委託業務の見積金額の2分の1を超える業務、委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務の再委託を前提とする企画提案は認めない。
- (2) 再委託が可能な範囲については、別途定めるものとし、再委託に際しては、原則として沖縄県の事前承認を受けなければならない。
- (3) 再委託の相手方は、本契約の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。

8 その他留意事項

- (1) 本事業の取組については、沖縄県もずく養殖業振興協議会と連携して実施すること。
- (2) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (3) 企画提案書が入選された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (4) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (5) この公募事業は、平成31年度当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものである。次の場合においては、委託契約を締結できないので留意すること。
 - 県議会において当初予算案が否決された場合
 - 今後予定されている沖縄振興特別交付金に係る国からの交付決定がなされなかった場合
 - 企画提案の内容について内閣府による事前確認得られなかった場合

以 上